

令和 7 年度使用教科用図書の採択基準について(答申)

I 採択に関する基本方針

- 1 教育基本法に定められた教育の目的(同法第 1 条)及び教育の目標(同法第 2 条)や学校教育法に示された普通教育の目標(同法第 2 1 条)を踏まえるとともに、学習指導要領が掲げる「生きる力」を育むという理念に沿った教科用図書を採択すること。
- 2 長崎県教育方針を踏まえるとともに、各採択地区及び学校の教育の特色や実態、自然的・文化的諸条件を考慮して、児童生徒に適した教科用図書を採択すること。
- 3 採択の手続き等は、法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科用図書の十分かつ綿密な調査研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行うこと。
- 4 教科用図書の選定の過程においては、教職員や保護者等の意見が反映されるように工夫するなど、開かれた採択の推進に配慮すること。
- 5 各採択権者は、静ひつな採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図ること。

採択の方法

1 小学校用教科書

令和 6 年度は、令和 5 年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下、無償措置法という。）第 1 4 条」

2 中学校用教科書

令和 6 年度は、令和 7 年度に中学校及び義務教育学校（後期課程）で使用する教科書の採択替えの年度に当たることから、全ての教科書について、令和 5 年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「中学校用教科書目録（令和 7 年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること。（無償措置法第 1 3 条）

3 特別支援学校の小・中学部用教科書

(1) 小学部

令和 5 年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

(2) 中学部

全ての教科書について、令和 5 年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和 7 年度使用）」に登載されている中学部用の教科書のうちから採択すること。

4 学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書

特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級においては、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書（以下「一般図書」という。）を採択することができる。

一般図書(特別支援学校・学級用)

(1) 毎年度異なる図書を採択できること。

(2) 採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。

(3) 県立特別支援学校で文部科学省の検定済教科書を採択する場合は、交流及び共同学習の実施を留意し、原則として学校が所在する市町の採択に準じたものを採択すること。（知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校は除く）

(4) 一般図書(特別支援学校・学級用)の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。

その上で、これら以外の図書を採択する場合には、以下の から までの事項に

ついて留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと。(特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、令和6年度中に供給可能であるかどうか十分確認しておくこと。)

児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容(文字、表現、挿絵、取り扱う題材等)のものであること。

可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であり、特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切でないこと。

上学年で使用することとなる図書との系統性や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。

価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、高額なものに偏らないようにすること。

予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

5 その他

障害その他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであるかどうかユニバーサルデザインの視点からフォントやカラー等についても比較検討すること。

選定資料

1 選定資料作成上の基本方針

- (1) 令和 7 年度使用中学校の教科書についてのみ調査を行い選定資料を作成する。
- (2) 長崎県教科用図書選定審議会の調査審議に基づく。
- (3) 選定資料は、教科書採択の際に、具体的でより参考となるものとする。

学習指導要領の目標や内容等に沿って、各教科、種目共通の観点及び独自の観点を設定する。

観点に基づいて教科書の分析を行う際は、それぞれの特長が明らかになるようにし、教科書に優劣をつけることがないように配慮する。

2 選定資料(別添)の内容構成

- (1) 採択に関する基本方針
- (2) 発行者一覧表
- (3) 選定資料の作成に当たって
- (4) 選定資料の観点
- (5) 各教科、種目別選定資料

各教科、種目の観点

選定資料利用上の留意点

具体項目

留意事項

- 1 教科書採択は、保護者や地域住民への説明責任を果たすことが求められ、特に、今年度は、中学校で使用する全ての教科書が採択されることから、公平性・透明性に疑問を生じさせることのないよう、公正確保の徹底に万全を期すること。
- 2 教科書発行者からの依頼に応じて、教科書の著作・編集を行ったり、意見を述べたりするなどの協力をする者がいる場合は、その事前・事後に所属長または設置者へ報告させ、確実に把握すること。